

平成23年9月30日
第2322号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

規 則

- 家畜防疫衛生事務に関する知事の権限を家畜保健衛生所長に委任する規則の一部を改正する規則（27・畜産振興課）……………1

告 示

- 公共測量実施の通知（413・建設管理課）……………2
- 公共測量終了の通知（414・建設管理課）……………2
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（415・都市計画課）……………2
- 道路区域の変更（416・北秋田地域振興局建設部）……………2
- 建設業の許可の取り消し（417・由利地域振興局総務企画部）……………3

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（仙北地域振興局総務企画部）……………3
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）……………4

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（90）……………5
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（91）……………5
- 政治団体の解散の届出（92）……………6
- 政治団体の収支に関する報告書（93）……………6
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（94）……………7
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（95）……………7

規 則

家畜防疫衛生事務に関する知事の権限を家畜保健衛生所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年九月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十七号

家畜防疫衛生事務に関する知事の権限を家畜保健衛生所長に委任する規則の一部を改正する規則

家畜防疫衛生事務に関する知事の権限を家畜保健衛生所長に委任する規則（昭和三十五年秋田県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に関する事項の項第四号中「対し」を削り、「行つた」を「行った」に改め、同項第五号中「行つた」を「行った」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 第十二条の四第一項の規定による飼養している家畜の頭羽数及びその飼養に係る衛生管理の状況の報告を受理すること。

別表家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に関する事項の項第十六号中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に、「報告」を「家畜の伝染性疾病を予防するために必要な事項についての報告」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十五号を同項第十八号とし、同項第十四号中「検査等」を「検査、注射、薬浴又は投薬」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号を同項第十六号とし、同項第十二号中「施設」を「要消毒倉庫等」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 第二十六条第五項の規定により、家畜防疫員に要消毒倉庫等及びその敷地の出入口付近に消毒設備を設置させること。

別表家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に関する事項の項第十一号中「施設の所有者に対して、」を「要消毒倉庫等の」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号中「患畜等」を「患畜若しくは疑似患畜又は指定家畜」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「制限し、」の下に「又は」を加え、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 第十三条第一項及び第二項の規定による患畜又は疑似患畜の発見の届出を受理すること。

九 第十三条の二第一項並びに同条第二項において準用する第十三条第一項ただし書及び第二項の規定による農林水

産大臣の指定する症状を呈している家畜の発見の届出を受理する事。°

附 則

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第413号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定より、次のとおり秋田市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年9月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
公共測量（都市計画道路外旭川新川線）
- 2 作業を行う地域
秋田市寺内字イサノ、寺内字三千刈、外旭川字野村地内
- 3 作業を行う期間
平成23年9月20日から平成24年3月31日まで

秋田県告示第414号

平成23年秋田県告示第303号の公共測量について、平成23年8月30日終了した旨国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年9月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鹿角市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
鹿角都市計画公園（2・2・16号毛馬内児童公園）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年9月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)	
県 道	旧	二ツ井森 吉線	A	北秋田市増沢字白畑沢24番1地先から木戸石字屋布岱54番地先まで	6.00～22.00	2.559
			B	北秋田市増沢字烏帽子長根下19番4から木戸石字屋布岱92番地先まで	7.00～65.00	2.942
	新	二ツ井森 吉線	A	北秋田市増沢字白畑沢24番1地先から木戸石字屋布岱54番地先まで	6.00～22.00	2.559
			B	北秋田市増沢字烏帽子長根下19番4から木戸石字東屋布岱2番1地先まで	7.00～65.00	2.574

県 道	旧	二ツ井森 吉線	C	北秋田市木戸石字東屋布岱2番1地先から字屋布岱92番地先まで	7.00~13.70	0.360
			A	北秋田市増沢字白畑沢24番1地先から木戸石字屋布岱54番地先まで	6.00~22.00	2.559
			B	北秋田市増沢字烏帽子長根下19番4から木戸石字東屋布岱2番1地先まで	7.00~65.00	2.574
			C	北秋田市木戸石字東屋布岱2番1地先から字屋布岱92番地先まで	7.00~13.70	0.360
	新	二ツ井森 吉線	A	北秋田市増沢字白畑沢24番1地先から川井字オノ神43番1地先まで	6.00~22.00	5.580
			B	北秋田市増沢字烏帽子長根下19番4から川井字オノ神50番3地先まで	9.30~65.00	5.127

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年9月30日から同年10月13日まで

秋田県告示第417号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年9月20日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社白井工務店
由利本荘市岩城下黒川字中村102番地
白 井 静 夫
秋田県知事許可（般-22）第50164号
- 3 処分の内容
大工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年9月16日付けで大工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び購入予定数量
凍結抑制剤（N a c l）500k g 詰（単価契約） 3,300トン
 - (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間
契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
 - (4) 納入場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
イ 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有すること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で本入札に参加を希望する者は、秋田県電子業者登録システム（電子処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。）にて業者登録申請を行い、平成23年10月31日（月）までに次の場所へ関係書類を提出すること。

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2740）

3 契約条項を示す場所等

契約条項については、平成23年9月30日（金）から同年11月8日（火）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」【<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1317104537449/index.html>】に掲載する。

4 入札説明書及び仕様書等の交付

入札説明書、仕様書及びその他様式等については、平成23年9月30日（金）から同年11月8日（火）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」【<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1317104537449/index.html>】に掲載し、配布するものとする。

5 入札執行の日時及び場所

平成23年11月15日（火）午前10時
大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局第5会議室

6 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札執行回数

原則として3回までとする。

(3) 入札書記載金額

入札金額は、500キログラム当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

9 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : anti-freezing agents 3,300 t
- 2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 15 November, 2011
- 3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Senboku Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 13-62 Oomagari kamisakae-cho, Daisen City, Akita Prefecture 014-0062, Japan TEL 0187-63-5356

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年9月20日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成23年8月1日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年9月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

イ 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党秋田県秋田市第六支部	菅 原 博 文	大 島 智 昭	秋田市新屋松美ガ丘南町10-6	平成23年8月29日

ロ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
自由民主党秋田県第一選挙区支部	富 樫 博 之	熊 谷 恵	秋田市仁井田新田三丁目13-20	衆議院議員	平成23年8月19日

秋選管告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成23年8月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年9月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党鷹巣支部	代 表 者	北 林 丈 正	佐 藤 正 孝	平成23年8月29日
	会 計 責 任 者	大 川 幸 一	間 渕 利 夫	
国民新党秋田県支部	会 計 責 任 者	上 田 良 司	藤 原 正 三	平成23年8月31日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
樫の会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員 富樫 博之、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成23年8月24日
とがし博之後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 富樫 博之、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成23年8月24日
石川れんじろう後援会	会 計 責 任 者	佐 賀 正 美	藤 原 正 三	平成23年8月26日

すがわら隆文後援会	代 表 者	畠 山 定 雄	成 田 具 世	平成23年8月26日
-----------	-------	---------	---------	------------

秋選管告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成23年8月1日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成23年9月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
ささき清勝後援会	佐々木 春 男	平成23年7月31日	平成23年8月3日
元気な新横手を創る会	永 瀬 良 孝	平成23年3月31日	平成23年8月9日
ながせ良孝後援会	永 瀬 良 孝	平成23年3月31日	平成23年8月9日
佐々木こうじ後援会	高 木 紘 一	平成23年8月15日	平成23年8月16日
高橋智徳後援会	佐 藤 勲	平成23年3月31日	平成23年8月29日
ふじわら万正後援会	藤 原 万 正	平成23年4月30日	平成23年8月31日

秋選管告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年9月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 ささき清勝後援会（平成23年分）

報告年月日 平成23年8月3日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

76,555円

前年からの繰越額

76,555円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

0円

政治団体の名称 元気な新横手を創る会（平成23年分）

報告年月日 平成23年8月9日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

49,846円

前年からの繰越額

49,846円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

0円

政治団体の名称 ながせ良孝後援会（平成23年分）

報告年月日 平成23年8月9日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

76,320円

前年からの繰越額

76,320円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

0円

政治団体の名称 佐々木こうじ後援会 (平成23年分)

報告年月日 平成23年8月16日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	780,587円
前年からの繰越額	780,587円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円

政治団体の名称 高橋智徳後援会 (平成23年分)

報告年月日 平成23年8月29日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	1,500円
前年からの繰越額	1,500円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円

2 収入及び支出のない団体

(1)その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
ふじわら万正後援会 (平成23年分)	平成23年8月31日

秋選管告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年9月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
富樫 博之	衆議院議員	樫の会	公職の種類	衆議院議員	秋田県議会議員	平成23年8月24日

秋選管告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年9月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取 り 消 し た 資 金 管 理 団 体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
永瀬 良孝	横手市長	ながせ良孝後援会	横手市大雄字四ッ屋西99-2	永瀬 良孝	平成23年8月9日
藤原 万正	仙北市議会議員	ふじわら万正後援会	仙北市角館町小勝田下川原2-13	藤原 万正	平成23年8月31日

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号